

恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵那市公式キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、着ぐるみの使用を許可する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) キャラクター又は本市のイメージを損なう恐れのあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れのあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。
- (4) その他着ぐるみの使用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、着ぐるみの使用を許可するときは恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により着ぐるみの使用を許可する場合において、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 着ぐるみの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (2) 許可された目的にのみ使用すること。
- (3) 着ぐるみを破損又は汚損しないこと。
- (4) 使用時の安全対策を講じること。
- (5) 借用期限を厳守すること。
- (6) 水に濡れる恐れのある状況では使用しないこと。
- (7) 火気の近くでは使用しないこと。

(8) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用許可内容の変更)

第5条 使用者は、着ぐるみの使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更許可申請書(様式第4号)を提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときには、その内容を審査し、適当と認める場合は恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更許可通知書(様式第5号)により、許可が認められない場合は恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更不許可通知書(様式第6号)により使用者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により着ぐるみの使用変更を許可する場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用許可を取り消すとともに、恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可取消通知書(様式第7号)により使用者にその旨を通知し、着ぐるみの返却を求めるものとする。

(1) 使用者が使用に係る条件に違反したとき。

(2) 申請の内容に、虚偽又はその他不正があったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項に規定する使用許可の取り消し、着ぐるみの返却等に伴い発生する費用の一切は、使用者が負担する。

(貸出し等)

第7条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

2 貸出期間は、原則10日以内とする。

3 使用許可を受けても、都合により貸出しができない場合がある。

4 使用中に生じた破損、汚れ等は、使用者が責任を持って修復をすること。

(返却)

第8条 使用者は、使用した着ぐるみを返却するときは、元の状態に戻してから返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

2 第7条第3項の規定により、貸出しが受けられなかった場合に生じた損害に対して、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

恵那市長 様

住所又は所在地
申請者 団体等の名称
代表者氏名
電話番号

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可申請書

恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

使用の目的	
借用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
使用場所	

添付書類

- 1 使用する内容が分かる企画書、製品の見本又は広告等の原稿
- 2 団体等の概要が分かるもの
- 3 その他必要と認められる書類

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクター着ぐるみの使用許可申請について、使用を許可しますので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第3条第2項の規定により通知します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	
使 用 条 件	

注意事項

1. 上記の内容以外に着ぐるみを使用してはならない。
2. 法令並びに恵那市の条例及び規則、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクター着ぐるみの使用許可申請について、使用を許可しないこととしたので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第3条第2項の規定により通知します。

使 用 目 的	
不 許 可 の 理 由	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

恵那市長 様

住所又は所在地
申請者 団体等の名称
代表者氏名
電話番号

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた恵那市公式キャラクター着ぐるみの使用について、使用内容を変更したいので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 す る 事 項	変更前 変更後
変 更 理 由	

添付書類

- 1 変更後の内容が分かる企画書、製品の見本又は広告等の原稿
- 2 使用許可書の写し
- 3 その他必要と認められる書類

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクター着ぐるみの使用変更許可申請について、変更を許可しますので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第5条第2項の規定により通知します。

変 更 内 容	
---------	--

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクター着ぐるみの使用変更許可申請について、変更を許可しないこととしたので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第5条第2項の規定により通知します。

変 更 内 容	
不 許 可 の 理 由	

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター着ぐるみ使用許可取消通知書

年 月 日付けで許可した恵那市公式キャラクターの着ぐるみ使用許可を取り消したので、恵那市公式キャラクター着ぐるみに関する取扱要綱第6条第1項の規定により通知します。

取消しの理由	
--------	--